「集団的自衛権」の政府根拠 砂川判決とは？ その虚構を突く

砂川判決は、日本政府と最高裁が国家主権を放棄した結果

「最高裁判決は集団的自衛権の行使が認められないとは言っていない」「国民の命と平和な暮らしを守る責務があるのは憲法学者ではなくわれわれ政治家である」・・・このような強弁の背景として政府が持ち出すのはきまって最高裁「砂川判決」です。今号と次号の2回にわけて「砂川判決」をめぐる歴史とその虚構について考えてみます。

砂川最高裁判決の裏側示す 米国機密文書みつかる

話は1959年3月の「米軍の日本駐留は憲法9条に違反する。従って被告7名は無罪」とした砂川事件東京地裁判決（伊達判決）にさかのぼります。

この地裁判決に対して、政府は高裁を経ずに最高裁に跳躍上告、同年12月、最高裁は「米軍の日本駐留は合憲」との判決を出すのです。高村副総裁の言う「最高裁が下した判決」とはこのことを指します。この最高裁の「合憲」判決こそ、日本政府と最高裁が「国家主権」を放棄し、米国の番犬となった姿を象徴した判決だったのです。

ところで、この最高裁判決が出されるまでの日米政府と最高裁の関係が明らかになったのは、つい最近（2008年）のことで、国際問題研究者の新原昭治さんが秘密指定解除された米国の公文書の中から発見しました。

砂川事件とは？

砂川事件とは、1957年、東京都砂川町（現立川市）にあった米軍立川基地で起きた事件。同年7月、基地の滑走路拡張のための測量に反対する地元農民、支援労働者、学生の一部が基地内に数メートル入ったことから、23人が逮捕され7人が起訴されました。

マッカーサー大使が藤山外相に地裁判決の転覆を工作

明らかにされた「公電」は、伊達判決にあわてた米国政府が、当時の駐日アメリカ大使マッカーサー（元帥の甥）を通じて日本政府と最高裁中枢に政治的工作の手を伸ばし、その結果、最高裁が「合憲」と逆転判決を出すまでの経過を赤裸々に綴っています。

以下は、1959年からのマッカーサー大使と米国政府間の公電のごく一部です。

『私（大使）は、今朝藤山（愛一郎外相）と会い、米軍の駐留と基地を違憲とした伊達判決を迅速に正すことの重要性を強調した』

『私（大使）は、日本政府が直接最高裁に上告することが非常に重要と言い、藤山は全面的に同意した。藤山は、今朝9時に開かれる閣議でこの上告を承認するよう促す、と語った』

幹事長・最高裁長官が米大使館に跳躍上告を報告

『自民党の福田赳夫幹事長は、内閣と自民党が今朝、東京地裁判決を最高裁に直接上告を決定した、と私に語った』

『外務省当局者は、大法廷での審理は7月半ばに開始されるだろうと知らせてきた。内密の話し合いで最高裁長官は大使に、日本の手続きでは判決に到達するまで、少なくとも数ケ月かかる、と語った』

『田中裁判長（大法廷は長官が裁判長）は、米大使館首席公使に判決はおそらく12月だろうと語り、（法廷での）争点を事実問題でなく法的問題に閉じ込める決心、と語った。また裁判長は、結審後の審理は実質的な全員一致をめざし、世論を揺さぶるもとになる少数意見を回避するやり方で運ばれることを願っている、と付言した』

そして公電にあるように、最高裁大法廷は12月16日、地裁判決破棄差し戻しを15人全員一致で判決。判決内容も「基地に侵入」という事実関係でなく、次のような法律論でした。

「わが国の防衛力不足を補うため、憲法9条は平和と安全を守るため、他国に安全保障を求めることを禁じていない。米国軍隊の駐留は、憲法9条などの趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反し違憲無効であると一見明白であるとは認められない。このことは憲法9条2項が、自衛のための戦力の保持をもゆるさぬ趣旨のものであると否とにかかわらない」（次回につづく）

米沢　敏夫

戦争法案反対総掛かり行動（東京6/14）
25,000人が国会を包囲

池田町でも「戦争法案反対」のたたかいの輪広がる

「戦争法案に反対する池田町民の会」を結成

法案の廃案をめざし、みんなで大きな声をあげよう！

池田町公民館での結成集会（6月23日）挨拶する帯刀益夫さん

党派・思想信条を超えて「戦争法案反対」の一点で結集

「町民の会」の結成を呼びかけたのは、帯刀益夫、松澤周三、仁科惇、夏目俊洋さんなど11人。集会には町民50人が参加し、全員の拍手で会の結成を確認しました。その後「町民のみなさんへのアピール」「集会決議」を採択し、今後、チラシの全戸配布、アピールへの賛同署名、学習会など戦争法案を許さない様々な活動を展開することを申し合わせました。

呼びかけ人を代表して帯刀益夫さんは「この法案は『日本を戦争しない国』から『戦争する国』に変える危険性を持つ。私たち一人ひとりが声をあげることが大事だ」とあいさつ。

続いて、事務局の村端さんが、町民の会は今後地域から運動をもりあげる母体となる重要な意義を持つと強調し、チラシ第1号、第2号の全戸配布、アピールへの賛同署名などの取り組みを提案しました。

集会では呼びかけ人が相次いで発言に立ち、子ども達の世代のためにこの法案を絶対に許してはならない、みんなで力をあわせて廃案に追い込もうと訴えました。

集会には、「戦争をさせない1000人委員会大北」の代表も駆けつけ、ともに地域での運動を盛り上げようと連帯挨拶しました。

戦争法案阻止　県民大集会に参加して

6月7日、NO！「戦争する国」6・7県民大集会に参加してきました。長野市のひまわり公園に2800人があつまり、戦争する国反対の声をあげました。

百歳のジャーナリスト、むのたけじ氏の従軍記者の経験もふまえた、気迫の話が心に残りました。「戦争で一番つらい思いをするのは女性と子どもであり、戦場へ行けば3日のあいだ恐怖におびえ、4日目には人間でなくなる・・・」と。

長野駅前までデモ行進のとき、沿道でじっと行進を見つめていた中学生たちや、バスの窓から一生懸命に手を振っていた、少年の顔が忘れられません。戦場に送られるのは若者たち、いま私たちが声をあげなければと強く思いました。（太田幸代）

聞いて聞いて！　読者のひろば

話題となっている映画「おかあさんの木」を見ました。

時代は第二次世界大戦前後で上田地域の山里を舞台としています。貧しいながら7人の息子を懸命に育て「お国のために」すべての子どもが召集され、一人の帰りも迎えられなかった母親の一生です。

原作は児童文学者の故・大川悦生氏で、戦後多くの母親たちからの聞き取りを基に作品化されたそうです。原作の「なにもおまえたちのせいではないぞえ。日本じゅうのとうさんやかあさんがよわかったんじゃ。みんなして、むすこはへいたいにはやられん、せんそうはいやだと、いっしょうけんめいいうておったら、こうはならんかったでなあ」のセリフが印象的でした。主演の鈴木京香さんが熱演。（U）